

教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査 (令和6年度間)

令和8年3月
文部科学省初等中等教育局
教育職員政策課働き方改革推進室

教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査（令和6年度間）

○調査時期：令和7年8月

○調査対象

- 都道府県教育委員会（47）
- 指定都市教育委員会（20）
- 市町村等教育委員会（1718）

（特別区、広域連合（教育委員会の権限に属する事務の全てを処理するものに限る。）等を含み、事務の一部のみを処理するものは含まない。）

○回答率：100%

○対象期間：令和6年度間または令和7年3月31日の状況

○主な調査内容：

- 専ら教育行政に関与する弁護士（スクールロイヤー）に相談できる体制の有無
- 都道府県教育委員会が配置するスクールロイヤーの市町村等活用可否
- スクールロイヤーに依頼可能な業務内容
- スクールロイヤーに依頼して効果的だった事例
- 自治体の顧問弁護士等を含むスクールロイヤー以外の弁護士に相談できる体制の有無
- 今後の教育行政に係る法務相談体制構築の見通し

調査結果の概要

調査結果のポイント

専ら教育行政に関与する弁護士（以下「スクールロイヤー」という。）に相談できる体制がある自治体は、**都道府県で91.5%**（※）、**指定都市で100%**、**中核市で74.2%**、**市町村等**（中核市を含む。）で**18.3%**。

※ 残りのスクールロイヤー未配置の県（4県/47都道府県）においては、自治体の顧問弁護士等の弁護士に相談できる体制を有している。

スクールロイヤーに相談できる体制がある都道府県（43都道府県）のうち、**都道府県が配置するスクールロイヤーを市町村等も活用可能**である都道府県は**90.7%**。

スクールロイヤーに相談できる体制がある自治体（377自治体）のうち、スクールロイヤーに**学校・教育委員会への「助言業務」を依頼可能**である自治体は、**都道府県・指定都市で100%**、**市町村等でもほぼ100%**となっており、スクールロイヤーに**「交渉における代理業務」を依頼可能**である自治体は、**都道府県で4.7%**、**指定都市で25.0%**、**市町村等で11.1%**となっている。

スクールロイヤーに相談できる体制がある自治体（377自治体）において、スクールロイヤーへの**相談案件として多い**ものは、**「保護者等からの苦情や要求に係る対応」**、「いじめに係る対応」、「**学校事故**に係る対応」、「**触法・非行・暴行等の問題行動**に係る対応」、「**教職員の不祥事**に係る対応」等となっている。

スクールロイヤーを取り巻く状況と今後の取組

状況 1 : 小規模自治体を中心に、スクールロイヤーの確保が困難なケースが多くみられる

学校において保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に係る対応等が発生した際に、スクールロイヤーが学校等を支援することで、速やかな課題解決や教職員の負担軽減にもつながることが期待されるため、いずれの自治体においてもスクールロイヤーを活用可能な環境とすることは重要。

文部科学省としては、引き続き、全自治体向けのスクールロイヤー活用に係る助言に加え、各都道府県教育委員会に対して、市町村教育委員会も活用可能な体制の構築・充実を促していく。

状況 2 : スクールロイヤーが、学校や教育委員会の立場に立った代理人として直接保護者等とやりとりをすることが適切な事案もある。

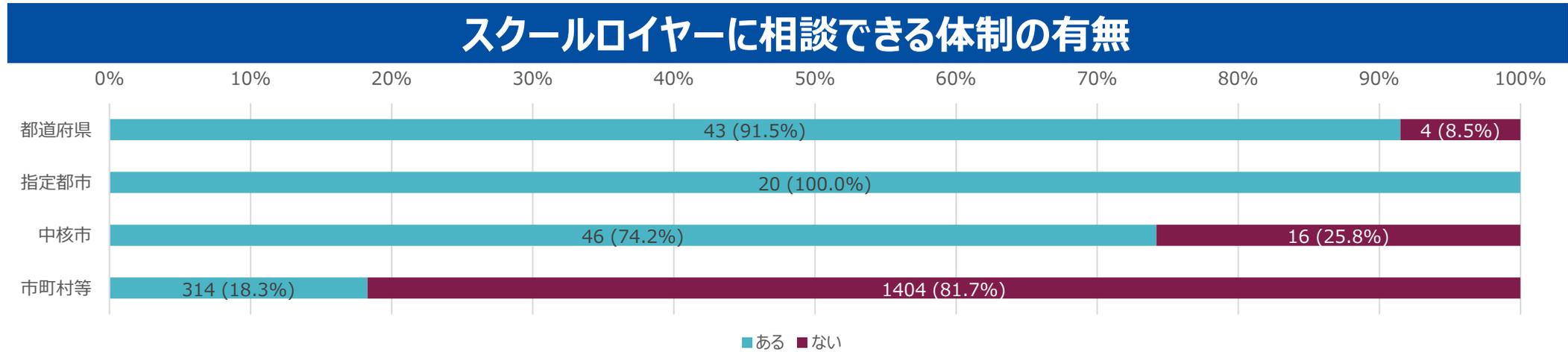
教職員・保護者等との信頼に基づく対等な関係の構築や学校・教育委員会のさらなる負担軽減につながることが期待されるため、スクールロイヤーに依頼可能な業務として「代理業務」を位置づけていくことは重要。

都道府県及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費は普通交付税措置を講じられており、文部科学省としては、スクールロイヤーを活用する際の留意点や好事例の紹介等を盛り込んだ「手引き」(※)を幅広く周知することで、各教育委員会において標準的になりつつある「助言業務」にとどまらない、更なるスクールロイヤーの活用できる体制の構築を後押ししていく。

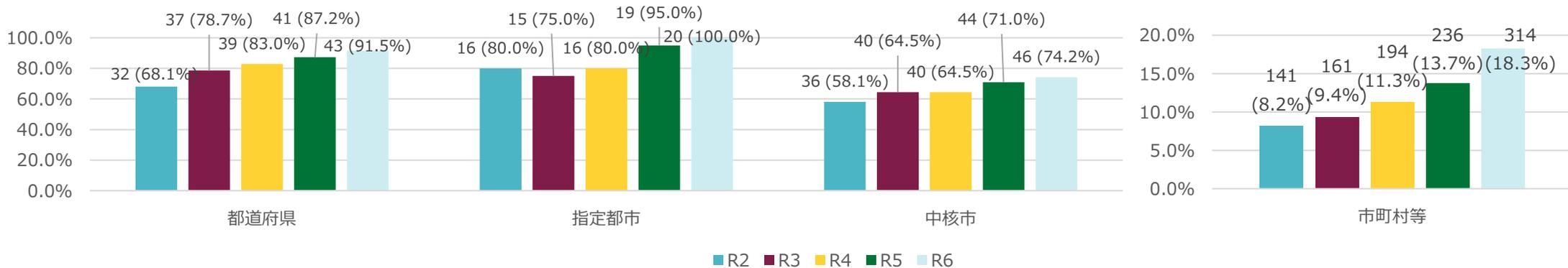
※教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き（令和7年8月改訂）

専ら教育行政に関与する弁護士（スクールロイヤー）に 相談できる体制の有無

● 専ら教育行政に関与する弁護士（以下「スクールロイヤー」という。）に相談できる体制がある自治体は都道府県で91.5%、指定都市で100.0%、中核市で74.2%、市町村等（中核市を含む。以下同じ。）で18.3%であった。



【参考】スクールロイヤーへの相談体制を構築している自治体数の推移（R2～R6）



(※) 令和5年度間調査から本調査における「専ら教育行政に関与する弁護士（スクールロイヤー）」について、以下の三点を満たす場合に、スクールロイヤーに相談できる体制が「ある」を選択するようにした。

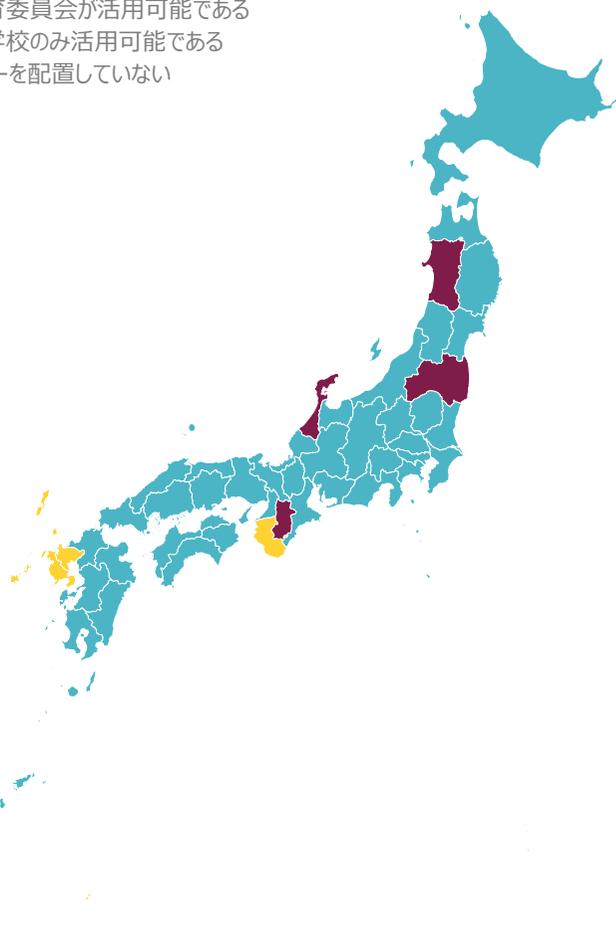
- ・ 当該自治体で委嘱・契約している弁護士であること
- ・ 自治体の法務全般に関与するために委嘱・契約しているのではなく、教育・学校問題に関与するために委嘱・契約している弁護士であること
- ・ いじめ対応や保護者対応等の学校・教育委員会が生じる案件について、学校・教育委員会に対して助言等を行う、学校・教育委員会の立場に立った代理人として保護者等との学校・教育委員会の交渉の窓口となる、又は、保護者等との面談に同席する弁護士であること

都道府県教育委員会が配置するスクールロイヤーは市町村等も活用可能であるか

市町村等教育委員会が活用可能である	39 (90.7%)
都道府県立学校のみ活用可能である	4 (9.3%)

(※) 括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

- 市町村等教育委員会が活用可能である
- 都道府県立学校のみ活用可能である
- スクールロイヤーを配置していない



都道府県立学校のみ活用可能である（4自治体）

和歌山県 佐賀県 長崎県 沖縄県

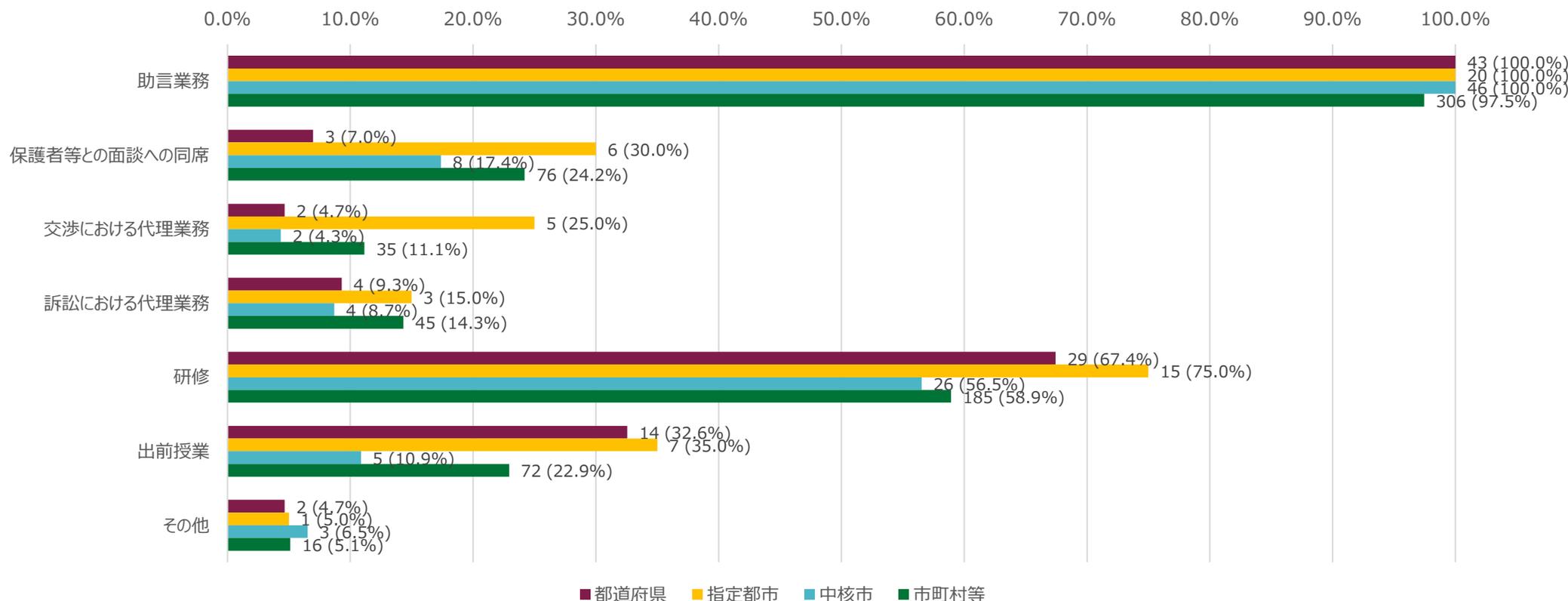
スクールロイヤーを配置していない（4自治体）

秋田県 福島県 石川県 奈良県

スクールロイヤーに依頼可能な業務内容

- スクールロイヤー配置済の全ての都道府県、指定都市、中核市において、学校・教育委員会への「助言業務」を依頼可能となっている。市町村等は97.5%である。
- 「保護者等との面談への同席」を依頼可能としている自治体は、都道府県で7.0%、指定都市で30.0%、市町村等で24.2%である。
- 「交渉における代理業務」を依頼可能としている自治体は、都道府県で4.7%、指定都市で25.0%、市町村等で11.1%である。

学校・教育委員会がスクールロイヤーに依頼可能な業務内容（複数回答）



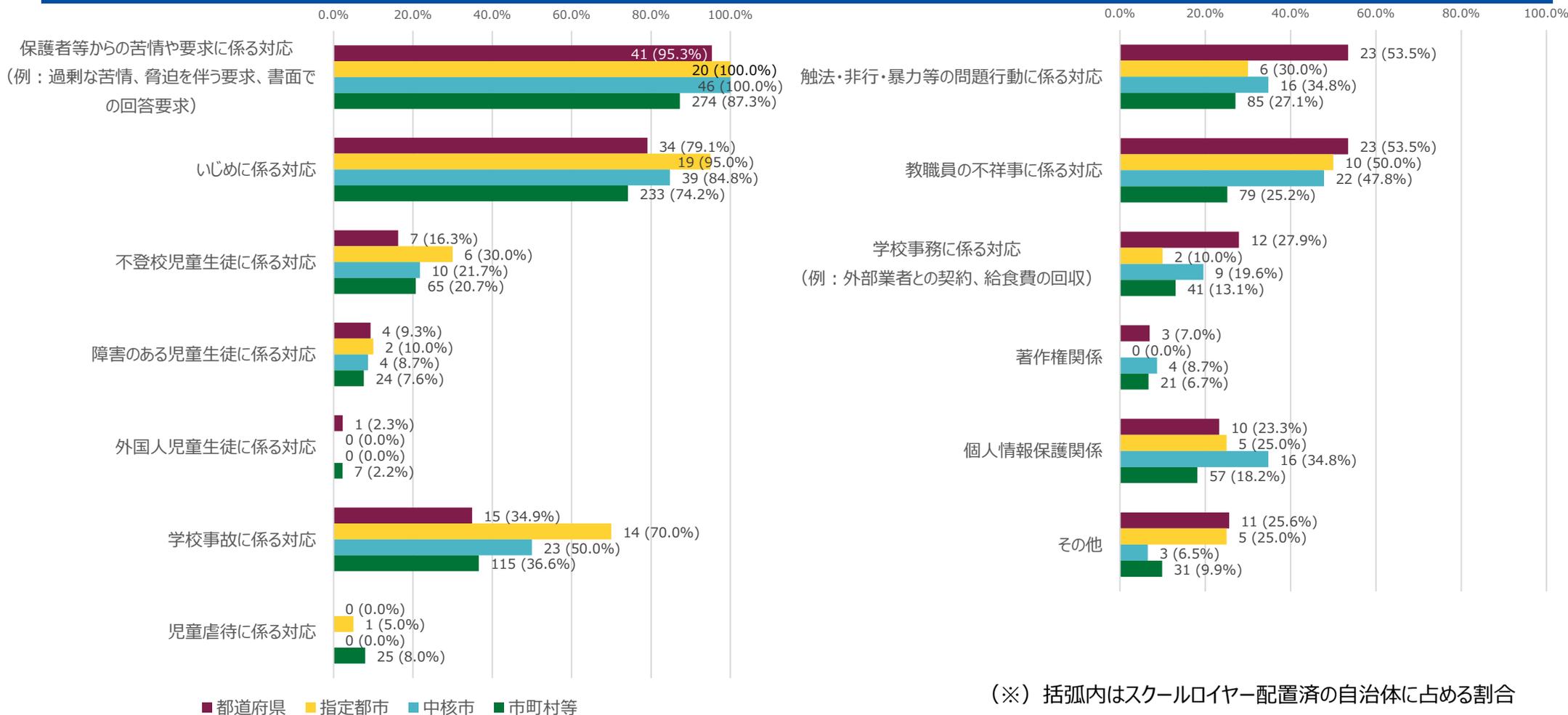
(※) 「交渉における代理業務」とは、学校・教育委員会の立場に立った代理人として、保護者等との学校・教育委員会の交渉の窓口となる業務を指し、「訴訟における代理業務」とは、訴訟等において学校・教育委員会の立場に立った代理人を務める業務

(※) 括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

スクールロイヤーへの法務相談案件の内容①

- 都道府県、指定都市、中核市、市町村等におけるスクールロイヤーに相談する案件としては「保護者等からの苦情や要求に係る対応」、「いじめに係る対応」が多い。
- その他にも、「学校事故に係る対応」、「触法・非行・暴行等の問題行動に係る対応」、「教職員の不祥事に係る対応」、「個人情報保護関係」が相談案件として多い。

スクールロイヤーに対する法務相談案件のうち、特に多い内容（1自治体あたり5つまで複数回答）



(※) 括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

スクールロイヤーに相談して特に効果的だった事例

- 部活動上の事故に関して、生徒及び保護者（代理人弁護士を含む）から書面回答の要求や誹謗中傷を受けた際に、その対応方法等について相談できた。
- 支援を要する児童生徒への支援に当たって、スクールロイヤーの助言を踏まえて、法的な観点からも学校の対応の限界を保護者に説明し、保護者とも信頼関係を構築しながら支援することができた。
- 常勤のスクールロイヤーが在籍し、全てのいじめ事案への対応について法的な観点から助言を受けることができているため、初期段階から法令等に基づいた対応ができている。
- 学校徴収金の未納家庭への対応について相談できた。
- 保護者からの、学校内に監視カメラを設置してほしい、部活動を停止してほしいという要望等に対する法的事項の整理や対応方法に関する助言を受けることができた。

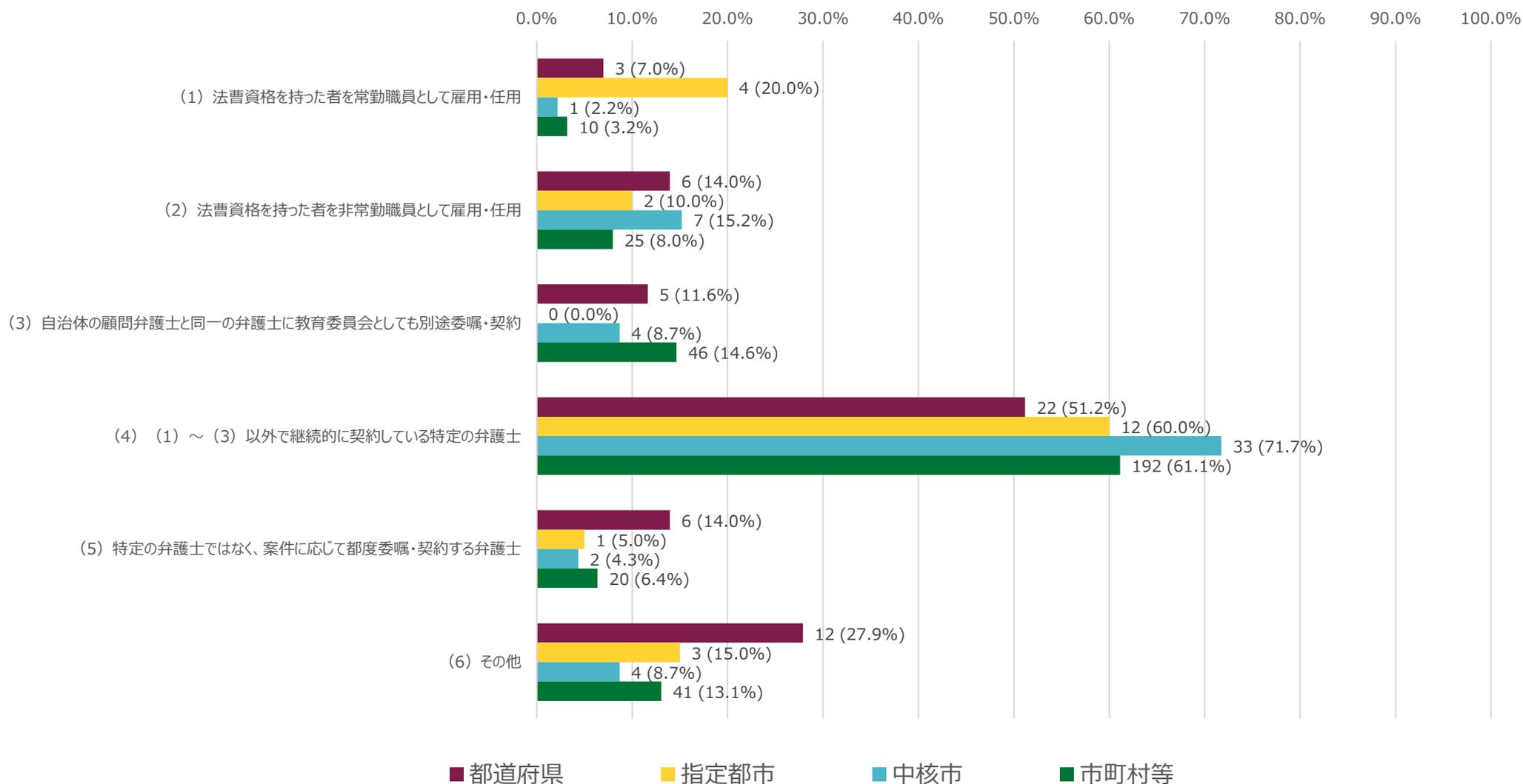
保護者との面談への同席業務や交渉における代理業務を行った事例

- 保護者から学校や教育委員会に対して不当な要求を執拗に繰り返されたが、面談に弁護士が同席することにより、要求の論点が明確になり、当該生徒の学習保障確保に向けた建設的な話し合いを行うことができた。
- いじめ重大事態調査の調査方針の説明の際に、スクールロイヤーが同席し、本調査の趣旨・限界を法的な観点から補足説明いただくことで、保護者とも信頼関係を構築しながら、調査実施に向けて準備を進めることができた。
- 児童生徒間のトラブルに起因して、学校に度々過度な要求をしていた保護者に対して、平時から教育委員会に助言業務を行っている弁護士が代理人となり、法的な観点から学校による対応の限界等を説明し、理解を得ることができた。

①スクールロイヤー配置済の自治体について スクールロイヤーの任用・契約形態

- スクールロイヤー任用・契約形態については、特定の弁護士と継続的に契約している場合が多い。

スクールロイヤーの任用・契約形態（複数回答）

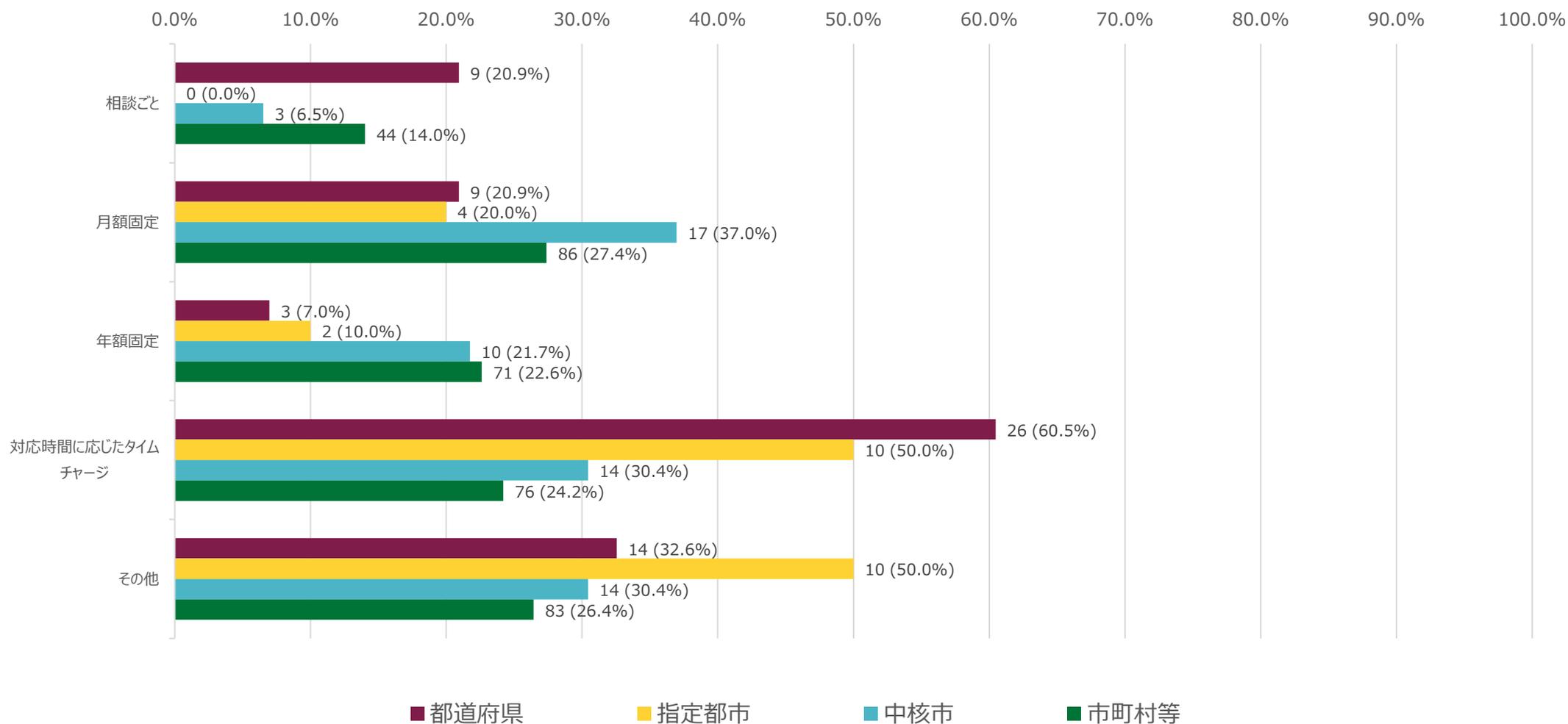


(※) 括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

①スクールロイヤー配置済の自治体について スクールロイヤーへの報酬の支払い方法

● 学校・教育委員会からスクールロイヤーへの報酬体系は、都道府県・指定都市では、「対応時間に応じたタイムチャージ」が最も多く、市町村等では「月額固定」が最も多い。

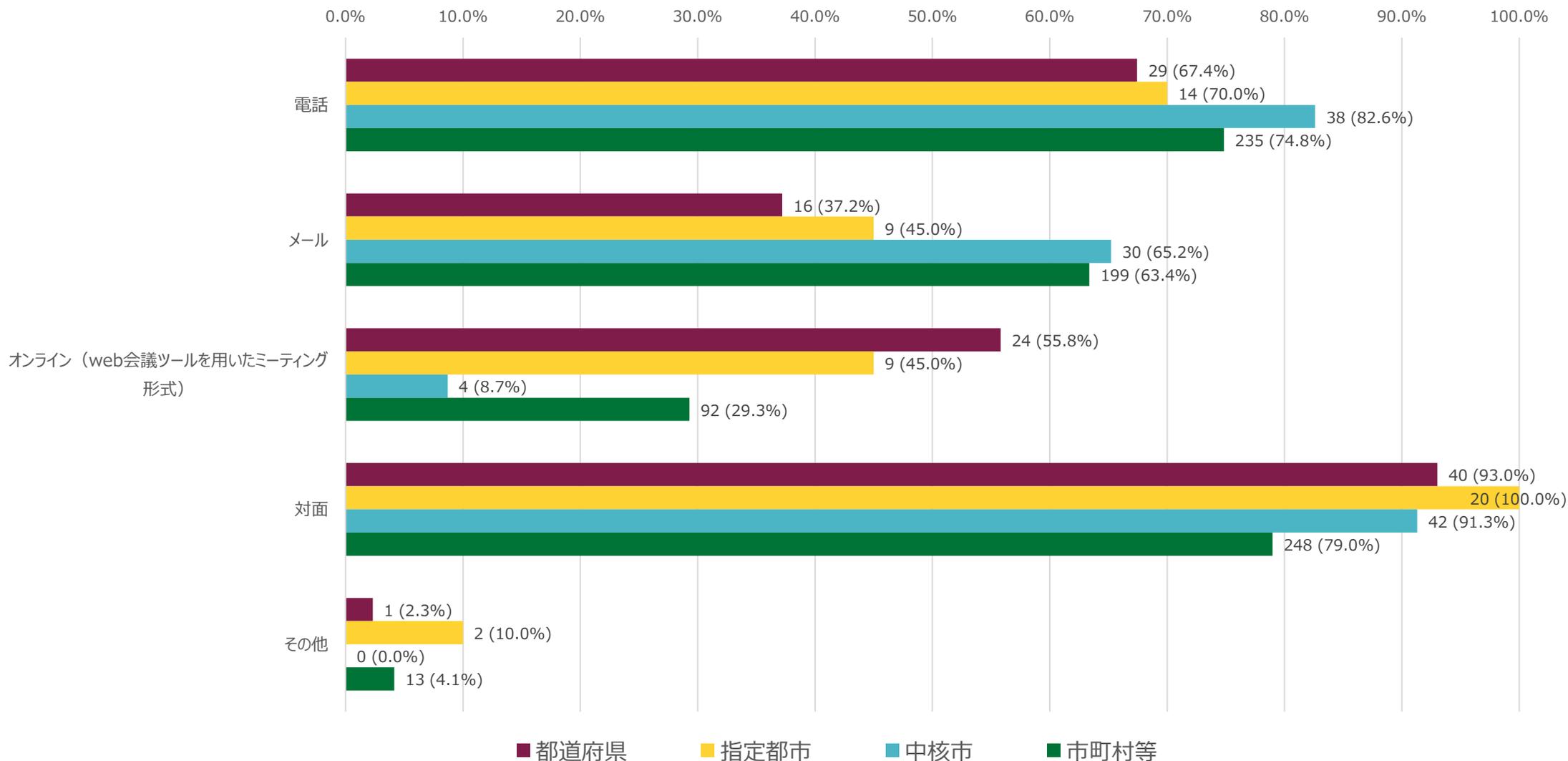
スクールロイヤーへの報酬の支払い方法（複数回答）



学校・教育委員会からスクールロイヤーへの相談手段

- 学校・教育委員会がスクールロイヤーに相談をする手段については、「対面」が最も多い中、案件等に応じて「電話」や「メール」、「オンライン」等も併用されている。

学校・教育委員会からスクールロイヤーへの相談手段（複数回答）



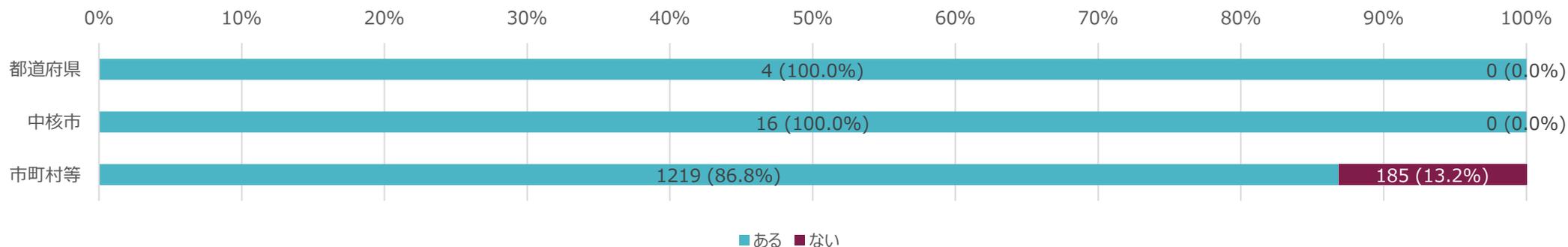
(※) 括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

②スクールロイヤー未配置の自治体について

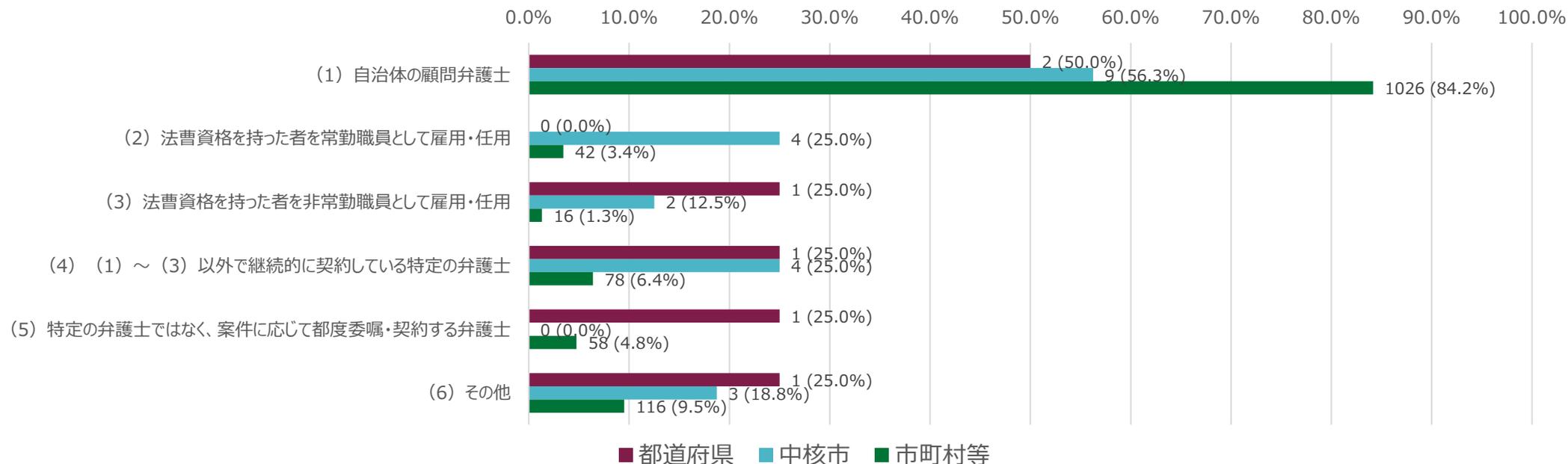
自治体の顧問弁護士等を含むスクールロイヤー以外の弁護士に相談できる体制の有無

- スクールロイヤー未配置の教育委員会であっても、その多くは自治体の顧問弁護士等の弁護士に相談できる体制を有している。

教育委員会として弁護士に相談できる体制の有無



教育委員会として相談できる弁護士（複数回答）

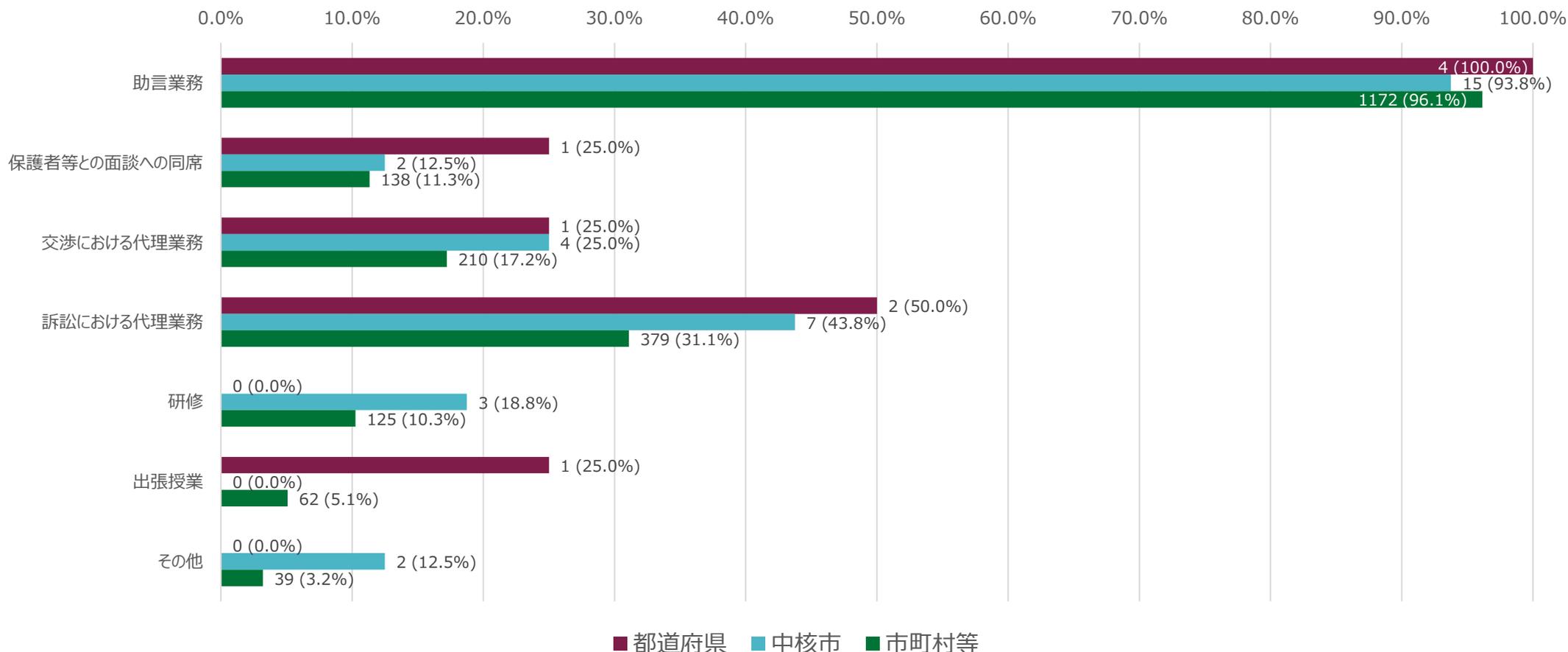


(※) 括弧内はスクールロイヤー未配置だが、教育委員会が弁護士に相談できる体制は構築している自治体に占める割合
 (※) 指定都市については、スクールロイヤー未配置の自治体がないため、本項目への回答はない。

相談できる弁護士に依頼可能な業務内容

- スクールロイヤーは未配置だが、教育委員会が顧問弁護士等の弁護士に相談できる自治体において、その多くで当該弁護士に学校・教育委員会への「助言業務」を依頼可能となっている。
- 当該弁護士に「保護者等との面談への同席」を依頼可能としている市町村等は11.3%ある。
- 当該弁護士に「交渉における代理業務」を依頼可能としている市町村等は17.2%ある。

学校・教育委員会が弁護士に依頼可能な業務内容（複数回答）



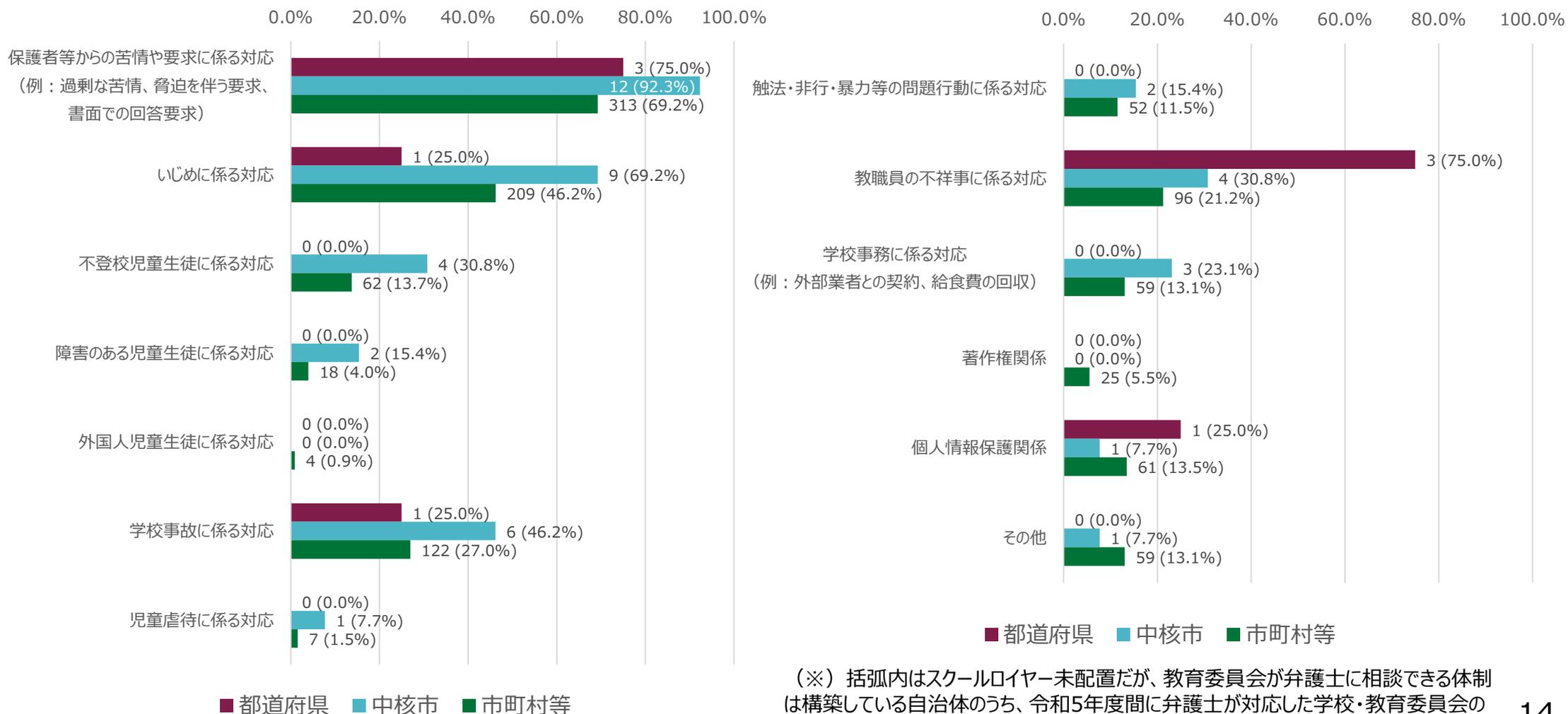
(※) 「交渉における代理業務」とは、学校・教育委員会の立場に立った代理人として、保護者等との学校・教育委員会の交渉の窓口となる業務を指し、「訴訟における代理業務」とは訴訟等において学校・教育委員会の立場に立った代理人を務める業務

(※) 括弧内はスクールロイヤー未配置だが、教育委員会が弁護士に相談できる体制は構築している自治体に占める割合

相談できる弁護士への法務相談案件の内容

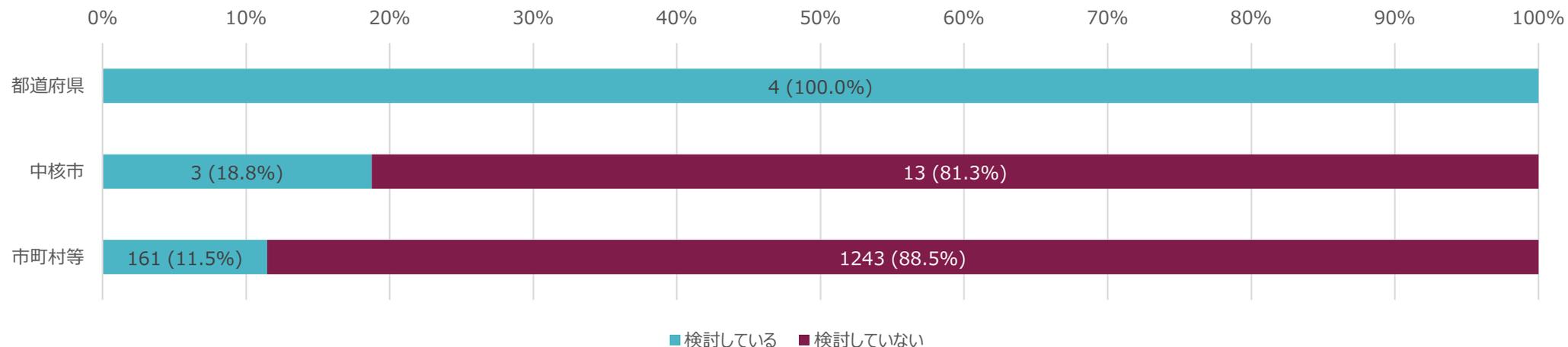
- スクールロイヤーは未配置だが、教育委員会が顧問弁護士等の弁護士に相談できる自治体において、当該弁護士への相談案件については、「保護者等からの苦情や要求に係る対応」、「いじめに係る対応」、「学校事故に係る対応」、「教職員の不祥事に係る対応」が多い。

弁護士に対する法務相談案件のうち、特に多い内容（1自治体あたり5つまで複数回答）



(※) 括弧内はスクールロイヤー未配置だが、教育委員会が弁護士に相談できる体制は構築している自治体のうち、令和5年度間に弁護士が対応した学校・教育委員会の法務相談等の年間延べ件数について、1以上と回答した自治体に占める割合

今後、自治体の顧問弁護士とは別にスクールロイヤーを新たに配置することを検討しているか



(※) 括弧内はスクールロイヤー未配置の自治体に占める割合

(※) 指定都市については、スクールロイヤー未配置の自治体がないため、本項目への回答はない。

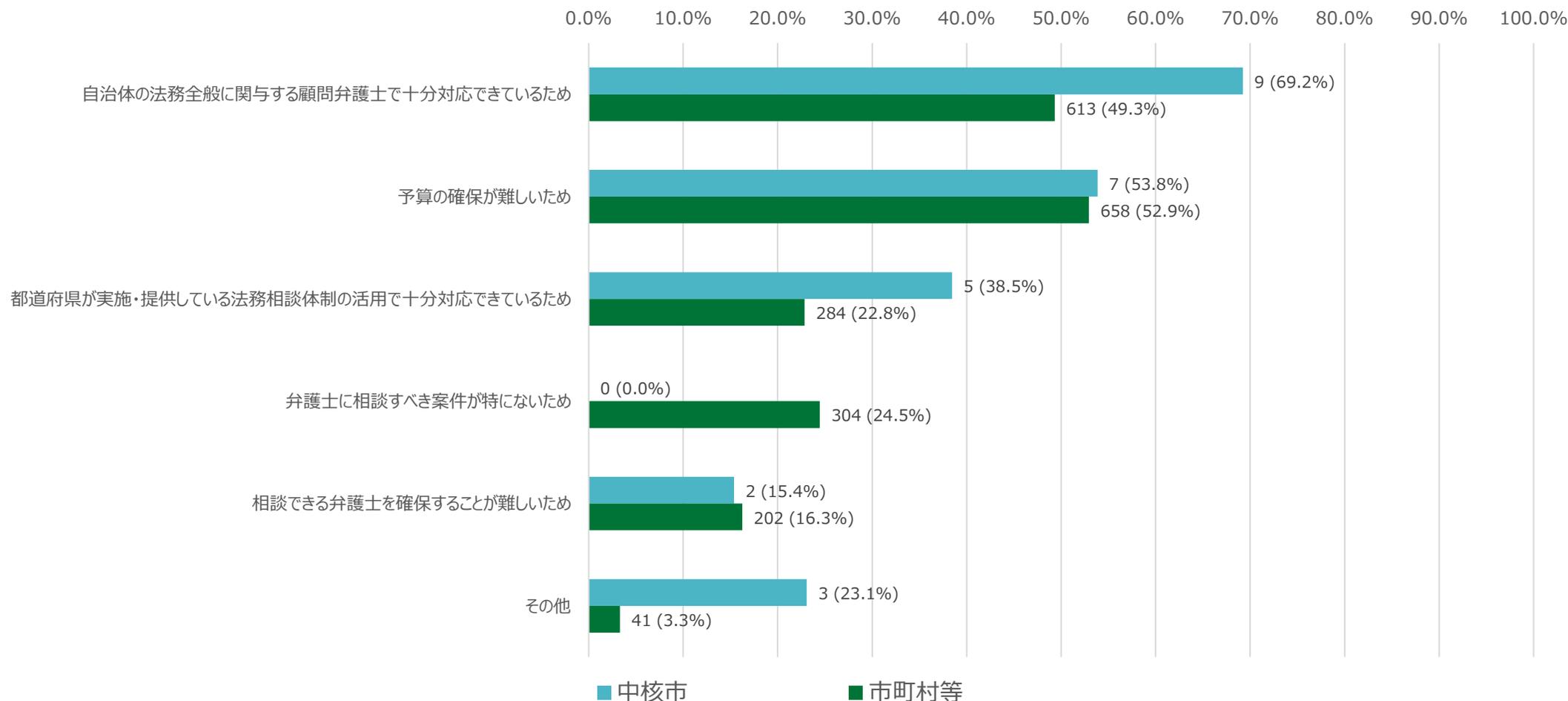
(検討している場合) いつごろ配置予定か

	令和7年度中	令和8年度以降
都道府県	3	1
中核市	0	3
市町村等	29	132

スクールロイヤーの配置を検討していない理由

- 中核市、市町村等において、スクールロイヤーの配置を検討していない理由として多く挙げられるのは「自治体の法務全般に関与する顧問弁護士で十分対応できているため」、「予算の確保が難しいため」である。

今後、自治体の顧問弁護士とは別にスクールロイヤーを新たに配置することを検討していない理由 (複数回答)



(※) 括弧内は、スクールロイヤー未配置でかつ、今後の配置も検討していない自治体（都道府県・指定都市は該当無し）に占める割合